

- ＜特 徴＞
- 子どもの生命をいじめの問題から守ることを第一に、児童生徒の健やかな育ちといじめのない社会の実現を目指すこと
 - 学校や家庭・地域社会・関係機関等が連携し、組織的にいじめの問題に対応する体制づくりをすること
 - 児童生徒の思いやりの心や自他の命を大切にすることを育み、いじめの問題の未然防止等に努めていくこと
 - 八戸市公立小・中学校でのいじめの問題への対応等を支援すること

＜策定目的＞ 「八戸市いじめ防止基本方針」は国が制定した「いじめ防止対策推進法」に基づき、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、策定するものである

第1 いじめの防止等に対する基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

2 いじめの定義

- ・ いじめとは一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為

3 いじめの理解

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである
- ・ 多くの児童生徒が加害者にも被害者にもなっている
- ・ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払う

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・ いじめは絶対に許されない行為であることを共通認識し、市民が一体となり、いじめ防止等の取組をしていく必要がある
- ・ いじめの早期発見はいじめへの迅速な対処の前提であることから、観察や相談活動、調査紙等を用いるなど、児童生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である
- ・ いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に組織的かつ適切に指導する

第2 いじめの防止等のための八戸市の対応

1 八戸市が実施する施策

- 「八戸市いじめ防止基本方針」の策定
- 「八戸市いじめ問題対策連絡協議会」の設置
 - ・ いじめの防止等に関係する機関や団体との連携
- 「八戸市いじめ問題専門委員会」（教育委員会の附属機関）の設置
 - ・ いじめの防止等のための対策についての調査審議
 - ・ 八戸市公立小・中学校のいじめ重大事態に係る事実関係を明確にする調査

2 八戸市教育委員会が実施すべき取組

- いじめの防止のための取組
 - ・ 豊かな心の育成 ・ 児童生徒・保護者への意識啓発 ・ 調査研究 ・ 相談体制の整備
 - ・ 教職員の資質向上 ・ インターネットで行われるいじめへの対策 ・ 児童生徒への措置
- いじめに対する措置
- 重大事態への対処
- 学校評価の留意点、教員評価の留意点
- 学校運営改善の支援

3 学校が実施すべき取組

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - ・ 協同指導体制づくり ・ 道徳教育の推進 ・ 体験活動の充実 ・ 研修の充実
 - ・ 授業の充実 ・ いじめを生まない学校風土づくり

4 家庭・地域社会及び関係機関等における取組の必要性

- ・ いじめの防止等の取組は学校、家庭、地域社会、関係機関が連携して取り組むことが重要である
- ・ 子どもの教育については保護者に第一義的な責任があることを認識し規範意識や正義感等の精神や心を日頃から育むことが大切である

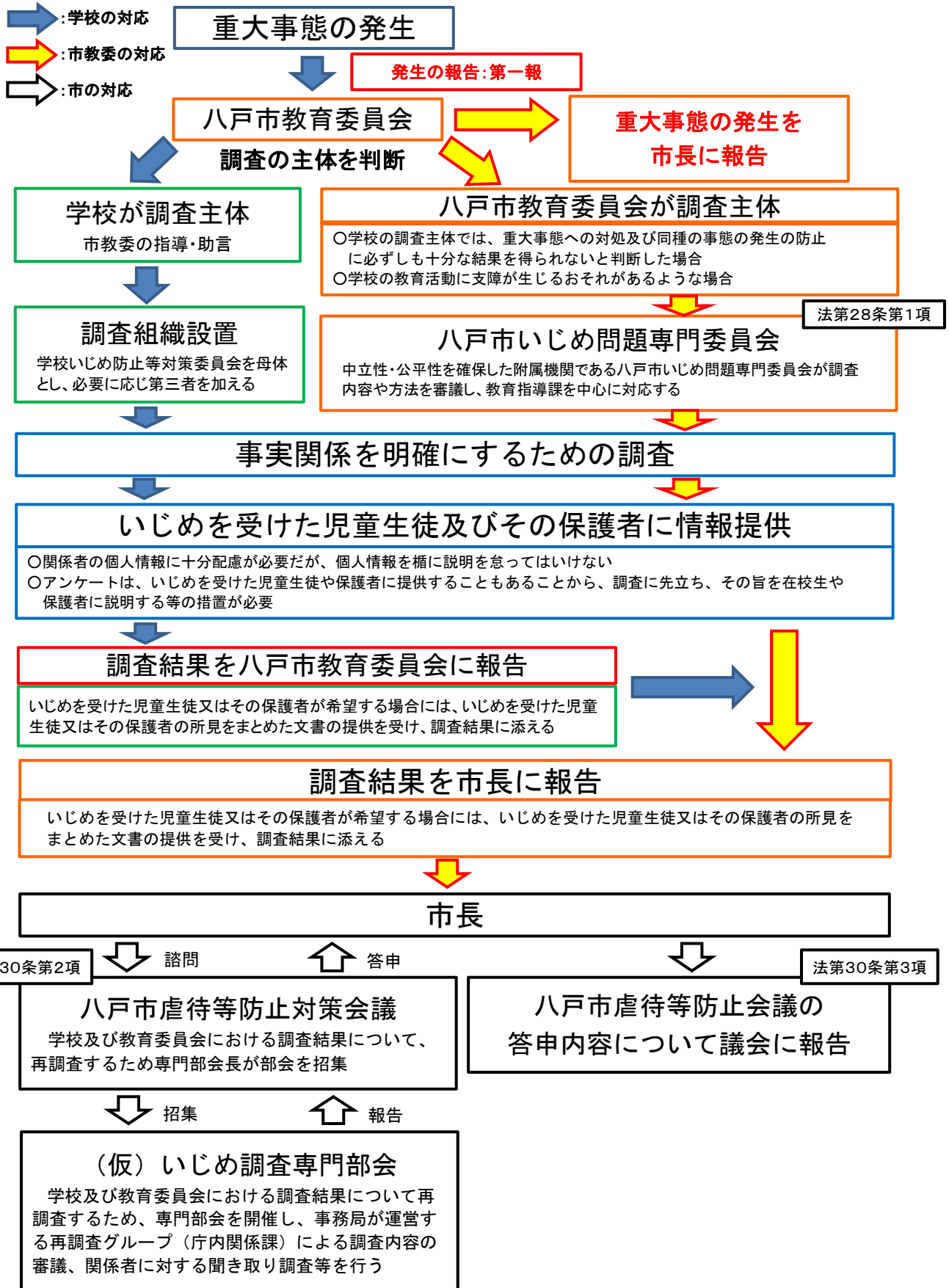
5 重大事態への対処

- 市教育委員会又は学校による調査
 - ・ 重大事態の意味
 - 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあると認めるとき
 - ・ 重大事態の報告と調査
 - 重大事態の発生を速やかに市教育委員会を通じて市長に報告する
 - 学校又は市教育委員会は、事実関係を明確にする調査を実施する
 - ・ 調査の結果の提供及び報告
 - いじめを受けた児童生徒及びその保護者に適切に情報を提供する
 - 調査結果を速やかに市教育委員会を通じて市長に報告する
- 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - ・ 市長は、必要に応じて再調査を行う
 - ・ 市長は再調査結果について、議会に報告する
 - ・ 再調査の結果を踏まえた当該重大事態への対処、同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる

第3 その他の重要事項

国の基本方針見直し等の動向を勘案して見直しを検討し、必要に応じて見直す

「いじめ防止対策推進法」及び「八戸市いじめ防止基本方針」に基づく重大事態対応フロー図



議案第 号

八戸市虐待等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市虐待等の防止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

虐待等防止対策会議の職務にいじめ防止対策推進法第30条第2項の規定による調査に関する事項を追加するためのものである。

八戸市虐待等の防止に関する条例の一部を改正する条例

八戸市虐待等の防止に関する条例（平成23年八戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「図る」の次に「とともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定による調査を行う」を加え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 会議は、市長の諮問に応じ、法第30条第2項の規定による調査を行い、その結果を答申する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八戸市虐待等の防止に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(虐待等防止対策会議)</p> <p>第8条 虐待等に関する情報の共有及び関連施策の充実を図るとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定による調査を行うため、八戸市虐待等防止対策会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 会議は、市長の諮問に応じ、法第30条第2項の規定による調査を行い、その結果を答申する。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、会議の組織及び運営等について必要な事項は、市長が定める。</u></p> | <p>(虐待等防止対策会議)</p> <p>第8条 虐待等に関する情報の共有及び関連施策の充実を図るため、八戸市虐待等防止対策会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、会議の組織及び運営等について必要な事項は、市長が定める。</u></p> |

附 則（平成28年6月X日条例第X号）

この条例は、公布の日から施行する。

○八戸市虐待等の防止に関する条例（改正後溶け込み版）

平成23年3月18日条例第16号

改正

平成25年3月22日条例第7号

八戸市虐待等の防止に関する条例

人はすべて生まれながらにして自由かつ平等であり、一人の人間として尊重されなければなりません。しかしながら、今日もなお、性別や障がいなどを理由とした不当な差別や、社会情勢の変化に伴う様々な人権侵害が存在し、私たちの生活を脅かしています。

その中においても、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待やいじめ、配偶者に対するドメスティック・バイオレンスについては、特に憂慮される社会的な問題として、その防止や解決が強く求められています。

虐待やいじめは、学校や地域社会、家庭などにおける様々な要因が関わる問題であることから、私たち一人ひとりがお互いの人格と権利を尊重し合い、市、市民、関係機関等がそれぞれの責務や役割の下で協力し合いながら防止し、解決を目指していくことが必要です。

誰もが安心して暮らせる住みよい八戸市を築くため、ここに私たちは、子ども、高齢者、障がい者や配偶者に対する虐待等を市民総意の下で防止していくことを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、子ども、高齢者、障がい者及び配偶者（以下「子ども等」という。）に対する虐待等を防止するとともに、虐待等に対する取組体制の強化を図り、もって子ども等が安心して暮らせる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 子ども 18歳未満の者（18歳の者で、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校又は各種学校に在学する者を含む。）をいう。
- （2） 高齢者 65歳以上の者をいう。
- （3） 障がい者 身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。
- （4） 虐待等 身体に対する暴力又は心身に有害な影響を及ぼす言動により子ども等に身体的又は精神的な苦痛を与えること及び子ども等の所有する財産を不当に処分し、又は利用することをいう。
- （5） 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者及び一時的に市内に滞在する

者をいう。

(6) 関係機関 児童相談所、警察署その他子ども等の日常生活に係る業務を行う機関をいう。

2 この条例にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(市の責務)

第3条 市は、市民及び関係機関と連携して、虐待等の防止に関する施策及び虐待等を受けた者に対する支援に関する施策（以下「虐待防止策等」という。）を総合的に推進しなければならない。

2 市は、虐待防止策等に対する市民の意識向上を図るため、あらゆる機会を捉えて啓発活動を推進するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、虐待防止策等に対する理解を深めるよう努めるとともに、市が実施する虐待防止策等に協力しなければならない。

2 市民は、必要に応じて相互に協力し、虐待等のない地域社会づくりに努めるものとする。

(関係機関の責務)

第5条 関係機関は、市が実施する虐待防止策等に協力しなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 市は、虐待等に関する相談に応じるため、相談窓口を設置するものとする。

(虐待防止策等の実施体制)

第7条 市及び関係機関は、連携して、虐待防止策等を実施するものとする。

2 市は、虐待防止策等の実施に当たり、必要に応じて虐待等の防止に資する事業又は活動を行っている団体に協力を求めるものとする。

(虐待等防止対策会議)

第8条 虐待等に関する情報の共有及び関連施策の充実を図るとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定による調査を行うため、八戸市虐待等防止対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、虐待等の防止に関する施策及び事業等並びに虐待等を受けた者に対する支援に関し必要な事項について調査及び検討をし、市長に対して意見を述べるものとする。

3 会議は、市長の諮問に応じ、法第30条第2項の規定による調査を行い、その結果を答申する。

4 前3項に定めるもののほか、会議の組織及び運営等について必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日条例第7号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月X日条例第X号)

この条例は、公布の日から施行する。

八戸市虐待等防止対策会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

八戸市長 小林 眞

八戸市規則第 号

八戸市虐待等防止対策会議規則の一部を改正する規則

八戸市虐待等防止対策会議規則（平成25年八戸市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第8条第3項」を「。第5条第1項において「条例」という。）第8条第4項」に改める。

第5条第8項中「あるのは「会長」と」の次に「、「委員」とあるのは「、委員（第6条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあっては、当該臨時委員を含む。次項において同じ。））」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「より」の次に「臨時委員が置かれた場合にあっては当該臨時委員を、第7条第1項の規定により」を加え、「、当該」を「当該」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「対策会議」を「前項に定めるもののほか、対策会議」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

対策会議に、条例第8条第3項の規定による調査を行うため、いじめ調査専門部会を置く。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（臨時委員）

第6条 対策会議に、特別の事項について調査させるため必要なときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、いじめについて必要な識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項について調査が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

八戸市虐待等防止対策会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、八戸市虐待等の防止に関する条例（平成23年八戸市条例第16号。<u>第5条第1項において「条例」という。</u>）<u>第8条第4項の規定に基づき、八戸市虐待等防止対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(部会)</p> <p>第5条 <u>対策会議に、条例第8条第3項の規定による調査を行うため、いじめ調査専門部会を置く。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、対策会議に、虐待等の防止に関する施策等に係る専門の事項について調査及び検討をするため、必要に応じて部会を置くことができる。</u></p> <p><u>3 部会は、会長が指名した委員（次条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあっては当該臨時委員を、第7条第1項の規定によりアドバイザーが置かれた場合にあっては当該アドバイザーを含む。以下この条において同じ。）をもって組織する。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>9 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「対策会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「会長」と、「委員」とあるのは「委員（第6条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあっては、当該臨時委員を含む。次項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるも</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、八戸市虐待等の防止に関する条例（平成23年八戸市条例第16号）<u>第8条第3項の規定に基づき、八戸市虐待等防止対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(部会)</p> <p>第5条 <u>対策会議に、虐待等の防止に関する施策等に係る専門の事項について調査及び検討をするため、必要に応じて部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会は、会長が指名した委員（次条第1項の規定によりアドバイザーが置かれた場合にあっては、当該アドバイザーを含む。以下この条において同じ。）をもって組織する。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「対策会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>のとする。</p> <p>(臨時委員)</p> <p><u>第6条</u> 対策会議に、特別の事項について調査させるため必要なときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p><u>2</u> 臨時委員は、いじめについて必要な識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p><u>3</u> 臨時委員は、当該特別の事項について調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(アドバイザー)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(資料の提出の要求等)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> | <p>(アドバイザー)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(資料の提出の要求等)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> |

○八戸市虐待等防止対策会議規則（改正後溶け込み版）

平成25年3月25日規則第27号

八戸市虐待等防止対策会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市虐待等の防止に関する条例（平成23年八戸市条例第16号。第5条第1項において「条例」という。）第8条第4項の規定に基づき、八戸市虐待等防止対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 地域支援関係者
- (5) 法曹関係者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 対策会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 対策会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき対策会議の会長の職務は、市長が行う。

2 対策会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 対策会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 対策会議に、条例第8条第3項の規定による調査を行うため、いじめ調査専門部会を置く。

2 前項に定めるもののほか、対策会議に、虐待等の防止に関する施策等に係る専門の事項について調査及び検討をするため、必要に応じて部会を置くことができる。

3 部会は、会長が指名した委員（次条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあつては当該臨時委員を、第7条第1項の規定によりアドバイザーが置かれた場合にあつては当該アドバイザーを含む。以下この条において同じ。）をもって組織する。

4 部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。

5 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。

6 部会長は、部会の会務を掌理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 部会の決議は、これをもって対策会議の決議とすることができる。この場合において、部会長は、当該決議事項を次の対策会議において報告しなければならない。

9 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「対策会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「会長」と、「委員」とあるのは「委員（第6条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあつては、当該臨時委員を含む。次項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。

（臨時委員）

第6条 対策会議に、特別の事項について調査をさせるため必要なときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、いじめについて必要な識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項について調査が終了したときは、解任されるものとする。

（アドバイザー）

第7条 対策会議は、専門の事項について調査及び検討をさせるため必要があるときは、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、虐待等の防止に関する専門的な知識又は経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 アドバイザーは、当該専門の事項について調査及び検討が終了したときは、解任されるものとする。

（資料の提出の要求等）

第8条 対策会議又は部会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 対策会議の庶務は、福祉政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、対策会議及び部会の組織及び運営等について必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の八戸市虐待等防止対策会議の委員である者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において第2条第2項の規定により対策会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成25年12月4日までとする。
- 3 この規則の施行の際現に従前の八戸市虐待等防止対策会議の会長又は副会長である者は、施行日において第3条第2項の規定により対策会議の会長又は副会長として定められたものとみなす。

附 則（平成28年6月X日規則第X号）

この規則は、公布の日から施行する。

本県及び本市におけるいじめの問題への取組等について

教育指導課

① 本県市町村のいじめ防止対策推進法を踏まえた取組状況について (H27. 10. 1 現在)

- (1) 地方いじめ防止基本方針を策定した市町村
策定済 26 策定中 11 策定を検討中 3
- (2) 教育委員会の附属機関を設置した市町村
設置済 11 設置に向け検討中 18 設置するかどうか検討中 9 設置しない 2
- (3) 地方公共団体の長の附属機関を設置した市町村
設置済 7 設置に向け検討中 18 設置するかどうか検討中 14 設置しない 1

② 本県におけるいじめの状況 (文部科学省 平成26年度児童生徒問題行動調査より)

- (1) 認知件数 () は校種毎の在籍者数に対する割合。

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 合計 |
|------|------------|-------------|-----------|----------|--------------|
| 24年度 | 413 (0.6%) | 628 (1.64%) | 84 (0.3%) | 3 (0.2%) | 1128 (0.81%) |
| 25年度 | 344 (0.5%) | 544 (1.5%) | 59 (0.2%) | 3 (0.2%) | 950 (0.70%) |
| 26年度 | 587 (0.9%) | 512 (1.4%) | 97 (0.3%) | 1 (0.1%) | 1197 (0.91%) |
| 前年比較 | +243 | -32 | +38 | -2 | +247 |

*認知件数は小学校と高等学校で増加。特に小学校の件数が大幅に増加。

*小学校の約6割、中学校の約4割、高等学校の約5割では、いじめが認知されていない。

*認知した学校は、特別支援学校以外は増加。

- (2) 解消率 (単位%)

| 年度 | 小学校 | | 中学校 | | 高等学校 | | 特別支援学校 | | 平均 | |
|----|------|------|------|------|------|------|--------|------|------|------|
| | 県 | 全国 | 県 | 全国 | 県 | 全国 | 県 | 全国 | 県 | 全国 |
| 24 | 89.3 | 90.9 | 96.0 | 86.7 | 95.2 | 90.5 | 100 | 91.3 | 93.5 | 89.5 |
| 25 | 93.9 | 90.2 | 96.1 | 84.5 | 89.8 | 87.4 | 100 | 82.1 | 94.9 | 88.3 |
| 26 | 97.4 | 89.9 | 95.7 | 86.4 | 94.8 | 88.3 | 100 | 81.4 | 96.5 | 88.8 |

*小学校と高等学校で増加。

*本県の解消率は全国と比べて高くなっている。

- (3) 発見のきっかけ

| | 学級担任 | 学級担任以外 | 養護教諭 | SC等 | アンケート | 本人の訴え | 本人の保護者 | 他の児童生徒 | 他の保護者 | 地域住民 | 関係機関 | その他 |
|---|------|--------|------|-----|-------|-------|--------|--------|-------|------|------|-----|
| 小 | 102 | 3 | 0 | 0 | 263 | 76 | 98 | 22 | 21 | 0 | 2 | 0 |
| 中 | 42 | 22 | 5 | 0 | 237 | 116 | 58 | 16 | 12 | 1 | 3 | 0 |

*小・中学校ともにアンケート調査等による発見が最も多い。

*小学校では学級担任が発見するケースが増加(+33)。

- 教員の意識の高まりから軽微なからかい等もいじめとしてとらえ、子どもたち自身もアンケート等で小さい事案であっても申し出る傾向にある。
- 各学校でのきめ細かな子どもたちの観察、教師間での情報共有、定期的なアンケート調査等を中心に早期発見・早期対応に力を入れたことで解消率は高い傾向にあると思われる。

○いじめの態様について（小・中ともに）

1 位「冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」

2 位「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする」

3 位「仲間はずれ、集団による無視をされる」

③ 八戸市教育委員会のいじめに対する取組

◎いじめの問題への取組について市教委から各校への指導・助言（いじめの未然防止を第一に）

○「学校教育指導の方針と重点」

- ・カウンセリングマインドによる児童生徒の内面理解に基づいた指導の充実
- ・自己有用感を育てる指導の充実
- ・協同指導体制の充実と家庭や地域社会及び関係機関との連携推進

○市立学校長会議にて

- ・「いのちの教育」を基底に据えた心づくり、体づくり、人間関係づくり

○小中学校教頭・生徒指導主任研究協議会及び学校訪問にて

- ・日常の観察を通し、家庭や関係機関との情報交換を密にしたいじめの未然防止と早期発見、早期対応及び継続的指導
- ・実態把握のためのアンケート調査の実施（最低学期に 1 回）
- ・個別面談等、教育相談体制の充実と子どもの心に寄り添った指導

○教育指導課青少年グループによる小・中学校訪問にて

- ・教育指導課青少年グループが、小・中学校を訪問し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題について情報を交換し、各校に助言・指導している。

○いじめ問題への取組の点検項目を設定し、各校の取組を点検

- ・児童生徒の変化や SOS を見逃さないような手立て（生活ノート・生徒観察等）
- ・児童生徒の悩みを積極的に受け止められるよう、相談体制の整備 等

◎教育相談体制の充実

こども支援センターの相談体制の充実を図っている。現在、担当指導主事の他、6名の相談員と臨床心理士及び教育相談アドバイザー（精神科医）で対応している。また、教育指導課にも相談窓口を設置している。

◎ネットパトロールの実施

教育指導課青少年グループでネットパトロールを行い、ネットにおけるいじめ等子どもたちに関する情報が掲載されている場合、関係校へ情報提供するなど、早期発見・早期対応を図っている。

◎「いじめ等の問題に関する対話集会」の開催

- 子どもたちが主体的にいじめの問題に取り組めるようになることをねらい、市内全小学校から代表児童が集まり、いじめ問題を考え、自分たちでできる取組等を話し合っている。
- 中学校は、生徒会役員交歓会の分科会で「いじめ問題についての話合」を行い、全体会でいじめ根絶宣言の唱和を行っている。また、生徒会が中心となり、各校でいじめ根絶宣言の唱和を行っている。